

庄原市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により実施した住民監査請求に係る監査結果について、同項の規定により別紙のとおり公表する。

平成27年6月25日

庄原市監査委員	高野美則
同	田中五郎

※詳細については監査委員事務局までお問い合わせください。

住民監査請求に係る監査結果について

第1 監査の請求

1 請求書の提出

平成27年4月30日付けの請求書が、平成27年4月30日に提出され、同日付けで受け付けを行った。

2 請求人

庄原市 ●●●●●●●● ●●●●
庄原市 ●●●●●●●● ●●●●

3 請求の内容

請求書に記載された請求の内容は、次のとおりである。

(請求の内容)

〈請求要旨〉

庄原市長が前庄原市長滝口季彦氏に対し、金2億3,806万1,169円及びこれに対する2014年(平成26年)12月20日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払を請求することを怠る行為は違法であるため、必要な措置を講じるよう請求する。

〈請求理由〉

(1) 事案の概要

庄原市は、森林資源を活用することにより、新産業創設、森林の振興、及び循環型社会の構築を目指し国(中国四国農政局)から農林水産省地域バイオマス利活用交付金を受け、平成20年度同交付金3億1,420万円、平成21年度同交付金1億4,783万8,000円の合計4億6,203万8,000円をグリーンケミカル株式会社(以下、「GC」という)に補助金として交付した。

その後、国（中国四国農政局）は、平成 26 年 12 月 1 日、G C に補助対象経費の水増し行為があったとして、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下、「補助金等適正化法」という）第 17 条 2 項の規定に基づき、平成 20 年度交付決定額のうち、金 2 億 648 万 5,069 円につき、平成 21 年度交付決定額のうち、金 2,507 万 6,100 円につき各交付決定を取り消したうえ、同法第 18 条 1 項に基き、庄原市に対し、合計 2 億 3,156 万 1,169 円の返還を命じ、さらに G C において油圧ショベルの無償譲渡行為（補助金等適正化法第 22 条違反）があったことを理由に、庄原市に対し、金 650 万円の返還を命じ、これを受けて庄原市は平成 26 年 12 月 19 日、国に対し合計金 2 億 3,806 万 1,169 円を支払った（以下、「本件返還」という）。

上記のとおり、庄原市は本件返還により金 2 億 3,806 万 1,169 円損害を被っているが、これは直接的には G C の違反行為及び、それを理由に国が補助金決定を取り消したことによるものである。しかし、本件補助金支出は、庄原市が尽くすべき注意義務を怠った違法な財政会計上の行為に該当するものである。過失による本件補助金の支出をなさなければ、被害を被ることもなかったものである。

(2) 事業実施主体の適格性

庄原市は、平成 19 年 3 月 8 日に株式会社ジュオン（以下、「ジュオン」という）と「木質バイオマス関連事業の推進に関する協定」を締結し、木質チップボイラー整備、エタノール実証実験、プラント整備の各事業を推進することを合意した。

G C は、ジュオンの製造部門を担う会社として設立され、庄原市はジュオンとの協定に基づき、G C に対しても協定に基づく事業を推進し、計画主体として実施主体に責任を持ち指導するとした。

庄原市は G C に対し前記(1)のとおり補助金を支出したが、支出から間もない平成 22 年 11 月 30 日、ジュオンは手形の不渡りにより破産申し立て予告告示を行い、営業を停止し、その後、翌平成 23 年 4 月 28 日、広島地方裁判所から破産手続き開始決定を受けた。このため、ジュオンは営業を停止し、同時に G C も営業を停止した。

さらに、平成 23 年 12 月末ごろ G C が金 5 億 3,800 万円で購入した粉碎処理施設は金 9,400 万円相当であって、本件補助対象経費が水増し請求されていることが発覚した。

このため庄原市は平成 24 年 1 月 20 日付で G C の代表者西本清宏、及びジュオンの代表者西本徹郎を補助金等適正化法違反及び詐欺罪で刑事告訴した。これを受けて両名は逮捕され、補助金等適正化法違反の容疑で起訴され、平成 25 年 3 月 7 日、広島地裁において実刑判決が言い渡された。その後、両名は控訴したが、同年 9 月 26 日減刑されたものの実刑判決が確定している。

庄原市は、こうした事態を受けて、第三者委員会による検証作業を行ったが、その結果、「グリーンケミカル（株）が実施した木質バイオマス利活用プラント

整備事業の調査結果報告書」記載のG Cによる数々の違反行為が判明した。さらにジュオンは本協定の締結当時、すでにB C L（木質排気ガス浄化溶液）について取引が終結しており、それを秘して本協定を締結し、G Cにおいても、既にB C L主要取引先との販売もないにもかかわらずそれが存在するかのよう装い補助事業を申請し、事業実施中においても虚偽の販売量を報告していた。

以上のことから、G Cは当初から事業計画実施主体としての適格性が欠けており、事業計画の実現可能性も無かったことは明白である。

(3) 損害賠償責任

地方自治法第 232 条の 2 によれば、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。「公益上の必要」があると言い得るためには、事業が現実実施されて公益に資する成果が生じると期待するについて、合理的かつ客観的な裏づけが無ければならない。当該企業が適格性を備えかつその事業計画が実施可能なもので無ければならず、これらを欠いた補助金の支出は違法というべきである。

地方自治法第 138 条の 2 によると、「普通地方公共団体の執行機関は、・・・当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務がある」とされており、首長の地位・職務内容に照らせば、市長は市に対して善管注意義務を負っていると解され、職務遂行に当たっては高度の注意義務が要求される。

したがって、市長は高額補助金が有効活用され、市民の血税が無駄にならぬよう事業実施主体の適格性と事業計画の実現可能性を慎重に検討する注意義務があった。

事業実施主体の適格性については、少なくともジュオン及びG Cの「経済基礎の妥当性」、「組織体制の妥当性」、「技術的基礎の妥当性」について調査・判断する注意義務を負っていた。

事業計画の実現可能性の検討について、少なくとも「事業費の適正性」、「施設計画の妥当性」、「原料調達確保」、「販路確保」、「事業収支の妥当性」、「許認可取得の見通し」について調査・判断すべき注意義務を負っていた。

上記注意義務を履行するにつき、ジュオン及びG Cが開示する情報のみによって判断することなく、自ら情報を収集した上で事業実施主体の適格性及び事業計画の実現可能性について主体的に判断すべきであった。

本件補助金支出後、短期間においてジュオンは倒産し、G Cは事業停止し、また、事業実施主体の代表者及びグループ会社の代表者 2 名が補助金等適正化法違反で有罪判決を受け確定している。また、G Cのプラント施設は、稼働可能な状態ではなく、販路も確保されていないうえ、エタノール抽出製造能力自体が低いために事業として実現する可能性がないものであった。

以上のとおりG Cとそのグループ会社の経営は杜撰なものであったが、適正な

調査・検討を行っていけば容易に実現可能性がないことに気付き得たはずである。ところが、ジュオン及びG Cから開示された情報を鵜呑みにしただけで、販路とされた企業への事実確認や融資先とされた金融機関への事実確認など、容易に実施可能な情報収集活動を行わなかった。その結果、事業実施主体の適格性が著しく欠けた者に対し本件補助金支出を行い庄原市に損害が生じたものであって、本件補助金支出自体に注意義務違反が認められる。さらに、補助対象経費の水増しがなされた施設についても競争入札の実施の有無や適正さについて、何ら主体的な調査を行わないままに本件補助金支出を行っており、補助金支出自体に注意義務違反が認められる。

G Cは油圧ショベルを補助金等適正化法第 22 条に違反して無償譲渡行為を行っていたため、国は庄原市に対し金 650 万円の返還を命じた。補助金を支出した後も高額な補助金を受領したG Cが補助金を適正使用して業務遂行を行っているかにつき監督し、必要に応じて補助事業の遂行状況に関して報告を求めることができる。当該補助事業により取得した財産（機械及び重要な器具で市長が指定するもの、その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて指定するもの）については、譲渡してはならないとされている（庄原市農林漁業振興補助金交付要綱第 15 条）。油圧ショベルについて前記指定を行わなかったうえ、G Cの業務を監督しなかったため、本件無償譲渡を許容する結果となった。従って、この金 650 万円については、違法な支出に加え取得した財産を無償譲渡することを放置したという二重の過失がある。

以上のことから、当時の市長である滝口季彦氏はその損害額について賠償すべき責任が存する。

(4) 庄原市が受けた損害額と請求額

前市長の責任は、実際に庄原市に対し国から返還請求がなされたことにより確定したものである。そして、国から返還請求を受けた金額は 2 億 3,806 万 1,169 円であるため、この額が損害額になる。また、この損害額については遅延損害金を付して支払う義務があることから、損害額が確定した日の翌日から完済に至るまで損害額に対し年 5 %の金員を付して支払うよう求めるべきである。このため、対象者に請求すべき金員は、「請求の趣旨」記載の金額となる。

(5) 違法に怠る事実

しかるに、庄原市は滝口前市長に対し、この損害の賠償請求を講じようとしなが、これにつき正当な理由は認められない。

(6) 結論

よって、請求人らは地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、本件請求書に添付した事実証明書を添えて必要な措置を請求するものである。

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年5月11日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

地域バイオマス利活用交付金の国への返還に関連する事務について

2 監査対象部署

林業振興課

3 判例実例等による監査実施の根拠

地方自治法第242条第1項である。

なお、地方自治法第242条第2項の監査請求期間については、平成9年1月28日最高裁第三小法廷判決（平成6年（行ツ）第206号）では、「財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求において、同請求権がその財務会計上の行為がされた時点においてはいまだ発生しておらず、又はこれを行使できない場合には、その実体法上の請求権が発生し、これを行使できることになった日を基準として地方自治法第242条第2項本文の規定を適用すべきと解するのが相当である」（以下、「平成9年判決」という）とある。

昭和23年10月30日付け行政実例では、「請求人から提出された事実証明書については、それが事実を証するような形式を備えていれば、一応受け付けなければならない。このことは、行政実例においても、事実であるかどうかは監査委員の監査によってはじめて結果が明らかになってくるのであって、その前に事実を証する書面でないとして拒絶するというようなことは、法の趣旨でない」としている。

これらの判例、行政実例を根拠に監査できる範囲を慎重に判断しながら、監査を実施した。

第4 請求人の主張等

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年6月8日に、請求人3人及び請求人代理人1人が出席し、陳述の聴取を行った。

また、陳述の際、請求理由を補完するため、請求人から証拠書類の追加提出があった。

2 請求人の主張

住民監査請求書の要旨に加え、請求人から次のような陳述があった。

- (1) ① 国への補助金返還により、庄原市が受けた損害は、非常に多額なものになっている中で、市民にだけ負担を強いているのは許せない。②事業主体の適格性の判断と事業計画の実現可能性は慎重に判断する注意義務があったが、特に計画の実現可能性の低いことについて、議会での指摘があったのもかかわらず、進んでいった。
- (2) 前市長は、銀行の要請に応じて土地を担保に入れる等、間接補助事業者に対し目に余るほどの便宜を図っていた。農林水産省へ中央要望も行っている。
- (3) ジュオンの資金調達能力の判断について、決算書を普通に見ていれば、株式会社自体の存続と資金繰りに問題があることは、素人でもわかるはずであった。
- (4) ①この事件の法律的な争点は、前市長の損害賠償義務の存在と現市長が損害賠償請求をしないで放置している、の2点である。②住民監査制度は住民参政権の一手段として大きな意義があるものであるから、住民らの意見を十分尊重すべきである。

第5 監査対象部署の説明

1 関係職員の関係書類の提出及び陳述

庄原市長に関係書類等の提出を求めるとともに、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成27年6月8日に林業振興課職員の陳述の聴取を行った。これらによる監査対象部署の説明等は次のとおりである。

(1) 請求の適法性に関する見解

- ① 本監査請求と、平成23年監査請求は、いずれも本件補助金支出を違法不当として是正措置を求めたものであり、形式的な違いがあるが、実質的に同一内容の請求である。
- ② 地方自治法第242条では、「怠る事実」を対象とする請求には、原則として期間制限を適用しないとされているが、本件怠る事実の発生原因である先行行為の補助金支出に違法性が判断されていることは必要である。本件は、先行行為の違法性が判断されていないため、地方自治法第242条第2項の請求期間の制限を受けるべきである。
- ③ 請求期間の起算日について、請求人は補助金支出の時点では違法性及び市への損害を認識し得ず、本件返還の報じられた時点で当該事実を認識したと主張するが、本件補助金支出についての違法性を平成23年度監査請求で主張されているのであるから、請求人の主張は適当でない。

(2) 請求に対する意見等

- ① 請求人は、当時の市長の過失による違法な本件補助金の支出が返還の根本的な発生要因であると指摘するが、本件補助金支出は関係法令及び要綱等の規定に則った適正な手続きにより支出したものであり、事業遂行においても国との協議を重ね、必要な指導を仰ぐとともに、要綱の規定にある審査等を行うなど補助事業者として義務を果たしており、請求人の主張にある過失による違法な財務会計上の行為はない。本件返還の直接的な原因は、G C及びジュオンの悪質な不正行為による補助金不正受給であり、当該不正行為がなければ、本件返還は生じることがなかったものである。補助金適正化法違反に関する刑事事件判決の中でも、補助金の交付と不正行為の因果関係が認定され、当該認定に従って国からの返還命令が行われたことから、当該不正行為が本件返還の直接的な原因であることは明らかである。
- ② 市は、補助事業の中止の手続きとして、G Cの破産手続きにより債権回収に努めることを中国四国農政局に協議し、同局は、補助事業の中止については、やむをえないものとし、債権回収については、破産手続きに係る債権保全に努め、必要な措置を講ずるよう申し添えた。市としては、中国四国農政局と協議した債権回収方策により手続きを執るため、債権者としてG Cの破産を申立て、広島地方裁判所は、平成 27 年 2 月 24 日、G Cの破産手続き開始決定を行った。市はこれにより、同年 3 月 19 日、債権額金 2 億 3,806 万 1,169 円及び約定利息金 251 万 1,056 円を債権として届け出ており、債権回収に必要な措置は講じている。

(3) 請求書に記載された内容の事実確認について

- ① 損害と因果関係にある事実が異なる。損害と因果関係にあるのは、G Cの不法行為である。
- ② 本件補助金支出の違法性（過失）はない（適格性、事業計画、入札、計画変更、無断財産処分等の市側の過失）。
- ③ 対象者の損害賠償義務がない。
- ④ 市の損害賠償請求権はない。
- ⑤ 市が怠る事実はない。
- ⑥ 請求書に添付されている「別紙」の作成者は第三者委員会ではなく、市である。
- ⑦ 財産処分の条件付けは指定しており、監督していた。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求には、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、監査委員の判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 地域バイオマス利活用交付金の国への返還に関連する事務について

① 平成26年11月27日に市は中国四国農政局に対し補助事業中止の届けを行った。これに対し、中国四国農政局は同年12月2日、GCの操業停止、補助金適正化法違反、他者による補助事業承継断念を理由にやむをえないものと承認している。

② (ア) 平成26年12月1日、中国四国農政局長は市に対し平成20年度及び21年度地域バイオマス交付決定の一部取り消し及び返還命令を行っている。理由は補助金適正化法第17条第2項の規定（間接補助事業者の違反）によることが明言されている。請求額は、2億3,156万1,169円である。

(イ) 平成26年12月5日、市は中国四国農政局長に対し、未承認財産（油圧ショベル）処分が行われたことが補助金適正化法第22条に違反していることを報告するとともに補助金返還を申し出、中国四国農政局長は同年12月8日これを了承し、返還請求を行った。請求額は650万円である。

平成26年12月19日、(ア)、(イ)とも市から中国四国農政局長へ返還されている。

③ (ア) 平成26年12月3日、市は事業不適正分としてGCに対し返還命令を行った。返還請求額は、2億3,806万1,169円、納期限は同年12月22日である。

(イ) 平成26年12月5日、市は事業中止分としてGCに対し返還命令を行った。返還請求額は、平成20年度分が8,016万6,052円、平成21年度分が1億3,245万7,900円、合計2億1,262万3,952円である。

(ア)、(イ)とも納期までの納付はなく、平成26年12月25日に第1回目、平成27年2月17日に第2回目の督促を行っている。

④ 平成27年1月19日、補助事業中止に伴う処理方針を中国四国農政局へ協議し、事業中止分について債権者破産申し立てにより債権回収を図り、債権届けによる債権額の保全と回収した部分についての返還を示し、同年1月26日に中国四国農政局長から異議がない旨の返答を得ている。

2 判 断

監査対象部署の説明、関係資料の調査、事実関係の確認等に基づき、請求人の主張を審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 監査対象事項について

① 監査請求の同一性について

本監査請求の請求人のうち、4人は平成23年6月30日付で『庄原市の「木質バイオマスエネルギー関連事業」に関する住民監査請求』（以下、「平成23年度請求」という）を行っており、請求の同一性について検討した。

平成23年度請求では、当時の市長に対し、損害賠償請求を求める等、本請求と共通する構成で監査請求を行ったものであり、結果、事実証明書の添付がないこと及び国への交付金返還が財産（債務）となっていないため、監査請求の要件を具備していないとして棄却されたものである。

それに対し、本監査請求では、請求人は形式的には事実証明書を添付し、また、庄原市はG Cからの返還がないままに国に対し交付金を返還したのであるから、平成23年度請求とは前提条件を異にしており、請求を求めることには理由があると認めた。

② 事実証明書について

平成2年6月5日最高裁第三小法廷判決（平成元年（行ツ）68号）によると、「地方自治法の規定は、住民に対し、普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である」（以下、「平成2年判決」という）とある。

したがって、住民監査請求の対象となる行為は当該普通地方公共団体の財務会計上の行為又は怠る事実に限られるものであり、さらに、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示され、かつ、その違法性又は不当性については、違法又は不当とする事実又は理由が具体的かつ客観的に摘示されていることが要件となる。

これを、前提に請求書に添付された事実証明書の判断は次のとおりである。

(ア) 甲第1、2、5、6、7、8、9、10、11、12、13-1、13-2、14、15-1、15-2、16、17、18、19、20、21、22号証は、単なる事実証明であり、違法又は不当な事実を証明したものではない。

(イ) 甲第23-1、23-2、23-3、23-4、23-5、23-6、23-7号証は、木質バイオマス事業の指導、チェック体制の甘さの指摘はあるが、違法又は不当な事実を証明したものではない。

(ウ) 甲第3号証は、地域バイオマス事業の事業経過と、G C側の市規則違反と法律違反について言及した資料であって、市側の違法又は不当な事実を証明したものではない。

(エ) 甲第4号証は、第三者委員会が全事業を調査・検証を行う中で、市

としてどういった事務手続が行われるべきであったかという提言であり、市側の違法又は不当な事実を証明したものではない。

また、陳述においては、請求書を補完するため、前市長の事業への関与、注意義務の欠如について述べられたが、いずれも違法性を証明する決定的な証拠とはいえない。ゆえに、交付金支出事務の違法性を証明した事実証明書は添付されなかったと判断した。

③ 監査対象事項の設定について

請求人が求める監査対象事項は平成 26 年度地域バイオマス利活用交付金の返還事務と、これの原因となった平成 20 年度及び平成 21 年度地域バイオマス利活用交付金交付事務である。

請求の要旨は長文にわたっているが、要するに、交付金返還をしたことにより、庄原市は損害を受けているが、このことは、そもそも市が、交付金交付時に、

- I GCは事業実施主体としての適格性を欠いていた。
- II 事業計画の実現可能性が低かった。
- III 本件交付金交付における注意義務を怠った。

ことによる過失があり、当時の執行責任者に損害賠償責任があるため、その請求を行わないことは財産の管理を怠っている、との主張である。

昭和 62 年 2 月 20 日最高裁第二小法廷判決（昭和 57 年（行ツ）第 164 号）によれば、「地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の長の財務会計上の行為を違法、不当であるとしてその是正措置を求める監査請求をした場合には、特段の事情が認められない限り、同監査請求は当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を当該地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むと解するのが相当である。ただし、法 242 条第 2 項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した後にされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正の措置を請求し得るものとするれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである」（以下、「昭和 62 年判決」という）としている。

(ア) 監査ができる財務会計上の行為について

これは、財務会計上の行為が違法であることに基づく実体法上の財産の管理を怠る事実は同時に主張することはできると示している。しかし

ながら、監査ができるのは、平成2年判決とともに、あくまでも財務会計上の行為（公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務・その他の負担）であるとの認識を示すものである。

請求人の主張は、怠る事実を改める請求であるが、その主張する内容は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのとおりであり、ⅠとⅡは政策判断及び意思形成過程の問題であり、財務会計上の行為ではない。Ⅲについては、②で述べたとおり、その事実を証する事実証明書の添付はないことから、この請求は住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

(イ) 監査請求期間について

本請求は、一見平成9年判決により、監査請求期間内の請求に見える。しかし、平成14年7月2日最高裁第三小法廷判決（平成10年（行ヒ）第51号）によれば、「法242条第2項は財務会計上の行為については、1年を経過したときは監査請求をすることができないものと規定している。これは、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないからである。これに対し、怠る事実についてはこのような期間制限は規定されておらず、住民は怠る事実が現に存する限りいつでも監査請求をすることができる。これは、本規定が、継続的行為について、それが存する限りは監査請求期間を制限しないこととしているのと同様に、怠る事実が存在する限りはこれを制限しないこととするものと解される。

～中略～

怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則であり、(昭和62年判決のように) その制限が及ぶというべき場合はその例外に当たることにかんがみれば、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にない場合には、これに本件規定を適用すべきではない」としている。

これは、怠る事実にかかる監査請求において、監査委員がその前提とする当該行為の違法性の有無を判断しなければならない場合（不真正怠る事実）には、監査期間の適用があり、当該行為の違法性を判断しない場合（真正怠る事実）には監査期間の適用がないということを示したものである。

これを、本請求に当てはめてみると、請求人が主張する、怠る事実とされた庄原市長の損害賠償請求権は、先行する交付金交付事務の違法性を庄原市と争っているのであるから、監査委員がその違法性について判断しなければならないので、不真正怠る事実の監査請求といえる。つまり、本請求は監査請求期間の適用を受け、監査請求期間を超えた請求で

あると判断した。

以上のことから、本請求は監査要件を具備しておらず、請求には理由がないと判断した。

しかし、これらのことは、交付金を国へ返還したことにより、庄原市が損害を受けていることは事実であり、これについて財産の管理を怠る事実があるかどうかを監査する中で判断できることであるので、上記のと通りの監査対象事項を設定したものである。

(2) 地域バイオマス利活用交付金の国への返還に関連する事務について

地域バイオマス利活用交付金の返還事務は、中国四国農政局長が行う、補助金適正化法第17条第2項の一部取り消しによる平成26年12月1日付けの返還命令と、補助金適正化法第22条違反により市が返還を申し出、これを中国四国農政局長が了承したことによる平成26年12月8日付けの返還請求に基づくものである。

補助金返還は、間接補助事業者から補助事業者へ返還があつてそれを財源に補助事業者から国（中四国農政局）へ返還するものであるから、間接補助事業者からの返還金がないままに補助事業者から国へ返還することは、支出があつた時点で庄原市に損害が発生しているといえる。

庄原市は、この損害を最小限とするため、G C社に対し、交付金返還命令を通知するとともに、債権者破産申し立てを行い、その回収を図っているところである。

また、市は、農政局との協議に基づいて補助金返還の事務を進めており、市の違法な財務会計上の行為又は怠る事実（不作為）は見当たらない。

第7 附 記（市長に対する要望）

地域バイオマス利活用交付金の不正受給事件に関連する住民監査請求は、平成23年のジュオンの破産手続き開始を発端に、4年の間に実に3回目となっている。同一団体の請求とはいえ、その間、林業振興課の「全事業調査（中間報告）」、第三者委員会の「木質バイオマス関連事業検証委員会報告」、庄原市議会特別委員会の「木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会中間報告書」など、さまざまな方面から事業の検証が行われる等市民の関心も大きく、市にはより一層の説明責任があるということを感じすべきである。

債権回収事務の中途ではあるが、事実として、交付金返還が庄原市の損害となったことは、市民の市行政に対する信頼を裏切ることであり、誠に遺憾である。

今後、二度とこのような事態が起こらぬよう、この事件を教訓として市全体の事務執行においても細心の注意を払うとともに、損害額について被害が最小限となるよう債権回収に全力をあげることを要望するものである。